

(月刊 国際法務戦略 連載)

中国ビジネス・ローの最新実務 Q & A

第 3 4 回

特許、実用新案及び意匠 (その 2)

黒田法律事務所 黒田 健二、萱野 純子

Kenji Kuroda, Sumiko Kayano / Kuroda Law Offices

中国では、特許、実用新案及び意匠の侵害に関し、司法機関だけではなく、行政機関である知識産権局が一定の役割を果たしており、行政機関による救済が大きな特徴である。そこで、今回は、行政機関による救済を中心に検討する。

三 権利侵害行為に対する対応 (行政機関・税関による救済)

Q 3 日本企業 A 社は、取引先の D 社から、A 社製の椅子 (K - C H A I R) と同じデザインの椅子が中国企業 B 社の製品 (Deluxe Chair) として中国企業 C 社のショールームで展示されていたとの情報を得ました。A 社は K - C H A I R について中国で意匠の登録をしていますが、B 社にはライセンスもしておらず、また、C 社は K - C H A I R の取引先でもありません。A 社が早速確認したところ、B 社製の椅子 (Deluxe Chair) は、形状、模様、色が K - C H A I R と同一で、いわゆるデッドコピーであり、また、C 社が実際に数件の顧客に B 社製の椅子を販売していることも判明しました。A 社は、B 社による Deluxe Chair 製造行為及び C 社による Deluxe Chair の販売行為、展示行為をやめさせたいのですが、できれば訴訟に持ち込みたくないと考えています。訴訟のほかには、A 社が B 社及び C 社の行為について取りうる措置はないでしょうか。

A 3 B 社及び C 社の行為は意匠権を侵害する行為ですので、A 社は当該意匠権侵害行為の停止を命じるよう、知識産権局に申し立てることが可能です。具体的には、B 社の行為については、A 社の意匠権を侵害する製品 (Deluxe Chair を含む) の製造停止命令、C 社の行為については、A 社の意匠権を侵害する製品 (Deluxe Chair を含む) をショールームにおいて展示し、または当該製品を販売することの停止命令を求めて申し立てることになります。

B 社の行為が A 社の意匠権侵害行為であると認められれば、B 社に対し、上記製造停止命令のほか、Deluxe Chair を製造している専用設備及び金型の廃棄命令、並びに、まだ販売していない

Deluxe Chair の販売、使用またはその他方法による市場への投入禁止命令が発せられることが考えられます。

C 社の行為が A 社の意匠権侵害行為であると認められれば、C 社に対し、上記展示・販売停止命令のほか、まだ販売していない Deluxe Chair の販売、使用またはその他方法による市場への投入禁止命令、並びに、Deluxe Chair を展示していたことによる影響の除去命令が発せられることが考えられます。

1 救済方法の概要

特許権（中国特許法では、「専利」（特許）は、実用新案、意匠を含む概念であるため、本稿で「特許」という場合、実用新案権、意匠権を含むものとする。）の侵害に対する救済方法には、大きく（１）行政機関による救済方法、（２）司法機関による救済方法、の２種類がある。また、特許権を侵害する製品が中国で生産され、中国国外で販売されている場合には、税関による救済方法も検討に値する。

行政機関による救済方法、司法機関による救済方法及び税関による救済方法には、それぞれメリット・デメリットがあり、個別の案件に応じて選択する他はない。例えば、行政機関による方法のメリットは、費用対効果が高く、即効性があることである。すなわち、手続面では、提出すべき証拠、書類が比較的少なく、裁判より迅速な対応が可能であるし、コスト面では、弁護士費用、人民法院に対する案件受理费などの費用がかからないことなどが行政機関による救済方法のメリットとして挙げられる。しかし、行政機関による方法では、罰金額が低い、地域によっては情報漏洩の可能性がある、などのデメリットもある。従って、いずれの救済方法によるかは、権利侵害の重大性、迅速に対応する必要性、特許権侵害行為が発生した地域の特性（地方主義）などの事情を考慮して、決定すべきである。

2 行政機関による救済（権利侵害停止命令の申立）

特許権侵害により紛争が発生した場合、当事者の協議によっても解決できるが、協議を望まない場合または協議が成立しない場合、特許権者または利害関係人は、特許管理機関（知識産権局）に対し、処分を求めることができる（特許法 57 条）。特許管理機関は、権利侵害行為を認めた場合、権利侵害者に対し、直ちに権利侵害を停止するように命じることができる（同法 57 条）。具体的には、権利侵害の類型に応じて、以下の措置を採用できる（特許行政法律執行弁法 33 条）。

（１）権利侵害者が特許製品を製造している場合

製造行為の停止

権利侵害製品を製造している専用設備、金型の廃棄

まだ販売していない権利侵害製品の販売、使用またはその他の方法による市場への投入禁止（権利侵害製品の保存が困難な場合、当該製品の廃棄を命じる。）

- (2) 権利侵害者が特許方法を実施している場合
実施行為の停止
特許方法を実施していた専用設備、金型の廃棄
特許方法に基づいて直接得られる製品のうち、まだ販売していないものについての販売、使用またはその他の方法による市場への投入禁止(権利侵害製品の保存が困難な場合、当該製品の廃棄を命じる。)

- (3) 権利侵害者が特許製品または特許方法に基づいて直接得られる製品を販売している場合
販売行為の停止
まだ販売していない権利侵害製品の使用またはその他の方法による市場への投入禁止(権利侵害製品の保存が困難な場合、当該製品の廃棄を命じる。)

- (4) 権利侵害者が特許製品または特許方法に基づいて直接得られる製品の販売を申し出ている場合
販売申出行為の停止
影響の除去
実際の販売行為の禁止

- (5) 権利侵害者が特許製品または特許方法に基づいて直接得られる製品を輸入している場合
輸入行為の停止
権利侵害製品がすでに輸入されている場合、まだ販売していない当該権利侵害製品の販売、使用またはその他の方法による市場への投入禁止(権利侵害製品の保存が困難な場合、当該製品の廃棄を命じる。)
権利侵害製品がまだ輸入されていない場合、税関に対し処理決定の通知

なお、特許管理機関は、特許権に関する以下の類型の紛争について、当事者の申立により調停を行う権限を有している(特許法実施細則 79 条)。

- (1) 特許申請権及び特許権帰属の紛争
- (2) 発明者、考案者の資格の紛争
- (3) 職務発明の発明者、考案者の奨励及び報酬の紛争
- (4) 発明特許を申請、公布後特許付与前に発明を使用し、相当な費用を支払っていないことについての紛争

しかし、特許権侵害については、上記の紛争類型に含まれていないため、特許管理機関による調停を選択することはできない。

四 権利侵害行為に対する対応（税関による救済）

Q 4 日本企業A社は、取引先のE社から、毎月20日、中国企業C社がA社製の椅子（K - C H A I R）と同じデザインの椅子（Deluxe Chair）を東南アジア向けに輸出しているとの情報を得て確認したところ、事実であることが判明しました。A社は、今後、C社がDeluxe Chairを東南アジア向けに輸出することをやめさせたいのですが、できれば訴訟に持ち込みたくないと考えています。訴訟のほかには、A社がC社の行為について取りうる措置はないでしょうか。

A 4 A社は、税関において、A社の意匠権についての保護届出を行っておけば、C社がDeluxe Chairを輸出するのを発見した場合、税関に対しDeluxe Chairを差し押さえるよう申請することができます。但し、当該差押請求には、Deluxe ChairのFOB価格に相当する担保金を積む必要があること、税関のDeluxe Chairに対する調査について協力する必要があることなどに注意する必要があります。

特許権を侵害する物品が中国の国外へ輸出されている場合、輸出される前に当該物品を中国の税関で差し押さえることが非常に有効な手段である。「税関による知的財産権保護条例」（1995年10月1日施行）によれば中国の法律、行政法規の保護を受ける知的財産権を侵害する物品（以下「権利侵害物品」という）の輸出入が禁止されており（3条）また、税関が、物品の輸出入にかかわる知的財産権に対し保護を実施する（4条）。

（一）申請手続

税関において、権利侵害物品の輸出取締など特許権の保護措置を受けることを希望する場合には、以下のような二段階の申請手続が必要である。

（1）保護届出申請

まず、自己が所有する特許権について、予め税関に届け出ておくことが必要である。特許権保護の届出に必要な書類は、申請書、特許権者の登録証書の写し（例：商業登記簿謄本）、特許証書の写し、知識産権局の登録及び公告を経た特許移転契約の副本、特許実施許諾契約の副本などであり、申請書には、以下の内容を記載しなければならない（税関による知的財産権保護条例8条）。

権利者の名称、所在地

登録商標の登録番号、内容及び有効期限

知的財産権に関わる物品の名称及び製造地

知的財産権のライセンサーまたはライセンシー

物品の主な輸出入税関、輸出入商、主な特徴、正常価格

すでに知っている権利侵害商品の製造商、輸出入商、主な輸出入税関、主な特徴、価格などの

状況

届出が認められた場合、届出証書が交付される（税関による知的財産権保護条例 9 条）。また、届出の有効期間は届出を認めたときから 7 年である（同条例 10 条）。

（ 2 ） 保護措置の申請

税関総署に届け出た特許権者は、被疑物品が輸出入されようとするのを発見したときには、物品の輸出地の税関に特許権保護措置をとることを申請できる（税関による知的財産権保護条例 12 条）。

（二）問題点

税関による権利侵害物品の差押は、中国国外への当該物品の供給を阻止するものであり、中国国外において実際に販売された後に発生する莫大な損失を最小限にとどめる効果が期待できる。

しかし、申請人が税関に被疑物品の差押を請求するときは、税関に対し、輸出貨物の F O B 価格と同額の担保金を積む必要あるため（税関による知的財産権保護条例 14 条）、権利侵害物品が大量にある場合には、担保金がかかなり高額になる可能性がある。また、税関は差押の日から 15 日以内に差し押さえられた被疑物品及び関係状況について調査しなければならず（同条例 20 条）、知的財産権権利者は当該調査に必要な協力をしなければならないため（同条例 21 条）、実際の運用では、税関から、権利侵害の嫌疑のある物品を発見したという連絡がきた場合、権利者は短期間に担保金を積み立て、かつ鑑定を行わなければならない。従って、税関における被疑物品の差押が権利者にとって大きな負担となりかねないことにも注意しなければならない。